

＜日本での各事業体の比較＞

項目		届出／支払先	日本子会社	日本支店	駐在所
事業所の設立形態	登記の要否	法務局	登記が 必要 です。	←	登記の 必要はありません 。
	代表者	法務局	日本居住の代表取締役を定める必要があります。	←	法的な代表者を定める必要はありません。
	資本金	法務局	1円以上	不要	←
	日本拠点の法的責任	—	日本の子会社のみ責任を負います。	本国の親会社が責任を負います。	本国の親会社と日本での駐在員が連帯して責任を負います。
利益の計算	会計	—	本国の親会社と 分離して計算 します。	本国の親会社と 合算して計算 します。	←
利益に対してかかる税金	法人税	税務署	・概ね、 利益の30～40%の税金 が国・都道府県・市町村に課されます。	←	駐在員事務所では営業活動、収益活動ができないので、利益や売上高などの計上もしないため、これらの 税金は日本では発生しません 。
	法人住民税	都道府県及び市町村	・利益がゼロまたは赤字でも、均等割税分(最低で7～8万円程度)は納付が必要です。	←	
	事業税	都道府県			
売上高に対してかかる税金	消費税	税務署	・税額は、基本的に(国内売上高の8%－仕入高の8%)で算出されます。 ・基準期間(2年前)の売上高が1000万円以下の場合、または新規に設立した株式会社の資本金が1000円未満の場合の当初2年間、免税業者となる制度もあります。	← ・基準期間の売上高が1000万円以下の場合、免税業者となる制度もあります。	
従業員の給与にかかる税金	源泉所得税	税務署	・代表取締役を含め、日本の事務所で勤務する従業員の所得税を事業所が代わりに徴収して支払う義務があります。	・支店の代表者を含め、日本の事務所で勤務する従業員の所得税を事業所が代わりに徴収して支払う義務があります。	・駐在員事務所の代表者を含め、日本の事務所で勤務する従業員の所得税を事業所が代わりに徴収して支払う義務があります。
従業員に対する各種保険	労災保険	労働基準監督署	・従業員は、必ず加入しなければなりません。ただし代表取締役などの役員は、加入できません。 ・従業員の負担分なく、保険料は、全額事業所負担となります。	・従業員は、必ず加入しなければなりません。ただし支店の代表者は加入できません。 ・従業員の負担分なく、保険料は、全額事業所負担となります。	・従業員は、必ず加入しなければなりません。ただし駐在員事務所の代表者は加入できません。 ・従業員の負担分なく、保険料は、全額事業所負担となります。
	雇用保険	ハローワーク	・従業員は、必ず加入しなければなりません。ただし代表取締役などの役員は、加入できません。 ・従業員と事業所が折半して保険料を負担します。	・従業員は、必ず加入しなければなりません。ただし支店の代表者は加入できません。 ・従業員と事業所が折半して保険料を負担します。	←
	健康保険	社会保険事務所	・代表取締役を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ・従業員と事業所が折半して保険料を負担します。	・支店の代表者を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ←	・駐在員事務所の代表者を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ←
	厚生年金	社会保険事務所	・代表取締役を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ・従業員と事業所が折半して保険料を負担します。 ・本国本社で年金に加入していることを証明することで保険料の支払いが免除される場合があります。	・支店の代表者を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ← ←	・駐在員事務所の代表者を含め、従業員は必ず加入しなければなりません。 ← ←